

砂川市協働のまちづくり指針

北海道砂川市

はじめに



『協働のまちづくり』の 新たな出発にあたって

近年、ますます少子高齢化が進行するなかで、不安定で不透明な経済状況、厳しい市の財政状況、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会・経済状況は年々その様相を大きく変えております。これに伴い、市民の生活様式や価値観、ニーズは多様化しており、環境、福祉、教育など様々な分野において新たな課題が顕在化しております。

このように多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題などに対し、行政だけでは、きめ細かく対応することが困難な状況になってきている一方で、魅力あふれるまちを築いていくためには、「地域の特性を活かしたまちづくり」、「地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくり」が必要になってきています。

本市では、平成23年度から10年間のまちづくりの最上位計画である「砂川市第6期総合計画」において、めざす都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」と定め、その実現に向け「協働によるまちづくりの推進」をまちづくりにおける共通した考えとして掲げており、『みんなが「住みたい」、「住み続けたい」、「住んで良かった」と思えるまちづくりに向けて』、私たち一人ひとりが「協働」を理解し、「地域を運営するのは私たち」という意識を持って、集い、結びついて、行動を起こしていかなければならないと考えております。

このため、市民の皆様と市が同じ方向に向って、共通認識をもって協働のまちづくりをより活発に展開していくことができるように、協働のまちづくりの理念や推進の基本的な方向性を示す「砂川市協働のまちづくり指針」を策定いたしました。

指針の策定にあたっては、10人の市民委員の皆様による「砂川市協働のまちづくり指針策定協議会」を設置して、指針の内容について調査審議を行っていただきました。また、協働のまちづくり講演会、市民説明会などを通じて、多くの市民の皆様からも貴重なご意見をいただきました。この指針は、文字どおり、市民の皆様と市との協働により策定したものであると言えます。

本指針の策定を「砂川市の協働のまちづくり」の新たな出発点と位置づけ、今後も多くの市民の皆様と信頼関係を築き、お互いに知恵を出し合い、力を結集して着実に協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

最後に、この指針の策定にあたり多大なご尽力をいただきました協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様へ、心より感謝を申し上げます。

平成25年4月

砂川市長 善岡雅文

目次

1 指針策定の基本的な考え方	1
(1) 協働が必要とされる背景	1
(2) 指針策定の趣旨	3
2 協働とは	4
(1) 協働の定義	4
(2) 協働の原則	5
(3) 協働の担い手	6
(4) 協働の形態	7
(5) 市民と市の協働の事例	8
(6) 協働の領域（範囲）	9
3 市民活動の現状と課題	10
(1) 町内会活動の現状と課題	10
(2) 市民活動団体の現状と課題	11
4 市民と市の役割	13
(1) 市民の役割	13
(2) 町内会などの地縁による団体の役割	13
(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人など）の役割	13
(4) 企業・事業者の役割	14
(5) 市の役割	14
5 協働を進めるための施策展開	15
(1) 啓発活動の推進	15
(2) 人材育成の推進	16
(3) 市民と市の相互理解の推進	16
(4) 体制づくりと支援策の推進	17
(5) 取り組みの評価や見直しの推進	18
6 協働のまちづくりの実践に向けて	19

参考資料	21
1. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会の提言	22
2. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会設置要綱	23
3. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会委員	24
4. 砂川市協働のまちづくり指針策定までの経過	25
5. 砂川市の協働事業（活動）の現状	27

1 指針策定の基本的な考え方

(1) 協働が必要とされる背景

砂川市は、恵まれた豊かで美しい自然環境のもと、中空知における産業や医療などが充実したまちとして発展してきました。

しかし、近年は、少子化や高齢化により人口減少が進み、経済状況や社会環境の変化などにより、税収などの財源が減少する一方で福祉ニーズが増大するなど、地域課題や市民ニーズが多様化してきており、市がかつてのように、一律の考え方で運営できるような時代ではなくなってきています。

こうした中、わがまちを住みやすく、より魅力あるまちとしていくために、これまでも市民の皆さんの参画を得ながらまちづくりを進めてきましたが、やはり、教育や子育て、医療や福祉、防災など、これからのまちづくりにおいて、市民一人ひとりが参加し、地域全体が関わりをもって、まちづくりを担っていただきながら進めていくことが必要となっています。

平成 23 年度からスタートした「砂川市第6期総合計画」では、めざす都市像を「安心して心豊かに いきいき輝くまち」としており、その中で、まちづくり全体における共通した考えの一つとして「協働によるまちづくりの推進」を掲げています。

これは、市民の皆さん、地域の皆さん、事業者の皆さんと市が、お互いの信頼関係を築き合い、市民活動の活性化を図りながら、市民が主体的に参画するまちを目指しており、この砂川を幸せあふれるまちにするためには、みんなが協力し合って初めてなし得るものであるとの考えから協働の取り組みを進めるものです。



全国的な観点から、協働が必要とされる背景として、次のような状況が考えられます。

◆※行政側から見た協働の要因

- ① 財源が限られているため、今までのような公共サービスを十分に提供していくのは難しくなっています。（限られた財源）
- ② 行政は、より重要な分野の課題を解決するために、地域力や住民参画を活かした行政サービスの見直しが必要になってきています。（行政サービスの見直し）
- ③ 行政だけで補えない部分については、民間の素晴らしい力、経営資源を使いながら地域全体で公共サービスを提供していくような、民間の力を活用していく時代になってきています。（民間活用の認識）

◆ 住民、民間側から見た協働の要因

- ① もともと地域の中では、住民自治が行われてきましたが、高度成長期になって薄らいでしまいました。しかし、現在は、社会経済が非常に大変な時代であり、また、住民の意見をより反映したまちづくりをするため、もう一度自分たちで自治をしていこうという動きが出てきています。（自治意識の高まり）
- ② ものが豊かで生活が便利な社会となる一方で、核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進行していましたが、東日本大震災の発生や高齢社会などが問題化する中において、人々の助け合い、支え合いの必要性が理解されるとともに、地域のつながりを高めようとする動きが出てきています。（コミュニティ機能の強化）
- ③ 住民が地域で生活していく中で、自分達が困っていることを自分達で解決していこうという動きが出てきており、市民団体やNPO法人などの主体的な活動が進んできています。（ニーズの自己充足）

このように、現在は、行政側も住民、民間側もお互いに協力し合って、活動していこうという時代を迎えているといえます。これらの状況は、砂川市においても同様であるといえます。

— ことば —

※行政 … 国及び地方公共団体の行政事務を行う機関のことを表します。

(2) 指針策定の趣旨

「協働のまちづくり」を進めていくためには、私たち一人ひとりが、まちづくりへの意識を高めていかなければなりません。

また、少子高齢化や人口減少の進行、市民ニーズの多様化、地域主権の進展など、本市を取り巻く様々な背景がある中で、地域の課題を解決し、住みよいまちを築いていくためには、地域を知り、地域に愛着を持たれている、市民の皆さんの力、地域の力を活かしていくことが大切となっています。

このことから、協働のまちづくりの考えを、多くの市民の皆さんに広げて、わがまち砂川を、より住みやすく、魅力あるまちとなるように、市と市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などのみんなが協力し合いながら、まちづくりを進めていくことができるように「砂川市協働のまちづくり指針」を策定するものです。



2 協働とは

(1) 協働の定義

「協働」とは、砂川市が将来にわたって魅力的で活力のある、住みよいまちとなるように、地域の課題を解決したり、より地域の魅力を引き出したりするために、*市民*、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者、市などが、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合いながら行動していくことです。

「協働」は「住みよいまちにするために」が、みんなの共通の目標になります。

◆ 3つの「きょうどう」

「きょうどう」には「共同」「協同」「協働」で表す言葉があります。この3つは、どれも発音が同じで、意味も似ていますが、それぞれに違いがあります。

- ①「共同」：同じ仕事をする者が、一緒に行動する（使う）こと
- ②「協同」：同じ目標の者が、一緒に力を合わせて行動すること
- ③「協働」：異なる立場や活動を行っている者が、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合い行動していくこと

今、砂川市が進めている「きょうどう」は、③の「協働」です。

— ことば —

*市民

- ・本指針における「市民*」の表記は、砂川市内に居住している人、働いている人、学んでいる人、事業を営んでいる人、活動をしている人など、砂川市に関わる個人を意味します。
- ・また、「市民」の表記は、砂川市に関わる個人をはじめ、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などの団体や組織も含めた広い捉え方をした市民を意味します。

(2) 協働の原則

市民と市が「協働のまちづくり」をスムーズに進めていくために、お互いが共通の考えを十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

① 自主性・主体性の尊重

市が市民の自主性を尊重しながら、市民活動の活性化を図るとともに、市民と市のそれぞれが責任を持って、主体的にまちづくりへ参画するほか、将来を見据えて、若い世代の皆さんがまちづくりへ参画できるようにすることが大切です。

② 信頼関係を築く

協働を行う相手の特性（長所・短所）を理解し、気持ちを思いやり、理解し合うように心がけて、お互いの役割を果たし、信頼関係を築き合うことが大切です。

③ 対等な関係の尊重

協働を行うには、お互いに上下関係のない、対等な関係を保つことが大切です。
特に市は、協働を行う相手に対し、まちづくりのパートナーであるとの意識を強く持ち、対等な立場で話し合い、協力し合う姿勢を示すことが大切です。

④ 情報の公開と透明性

市政や地域に関する情報や協働の活動に必要な情報を広く市民に公開し、みんなで共有することにより、お互いの関係の透明性を保ち、市民の理解が得られるようにすることが大切です。

⑤ 目的を共有

協働のまちづくりには、「砂川市をより良い方向へ導く（住みよいまちにするために）」という共通の目標があることから、それぞれが何のために協働するのかという目的を共有し、課題を解決できる方法を考えながら取り組みを進めることが大切です。

⑥ 役割分担の明確化

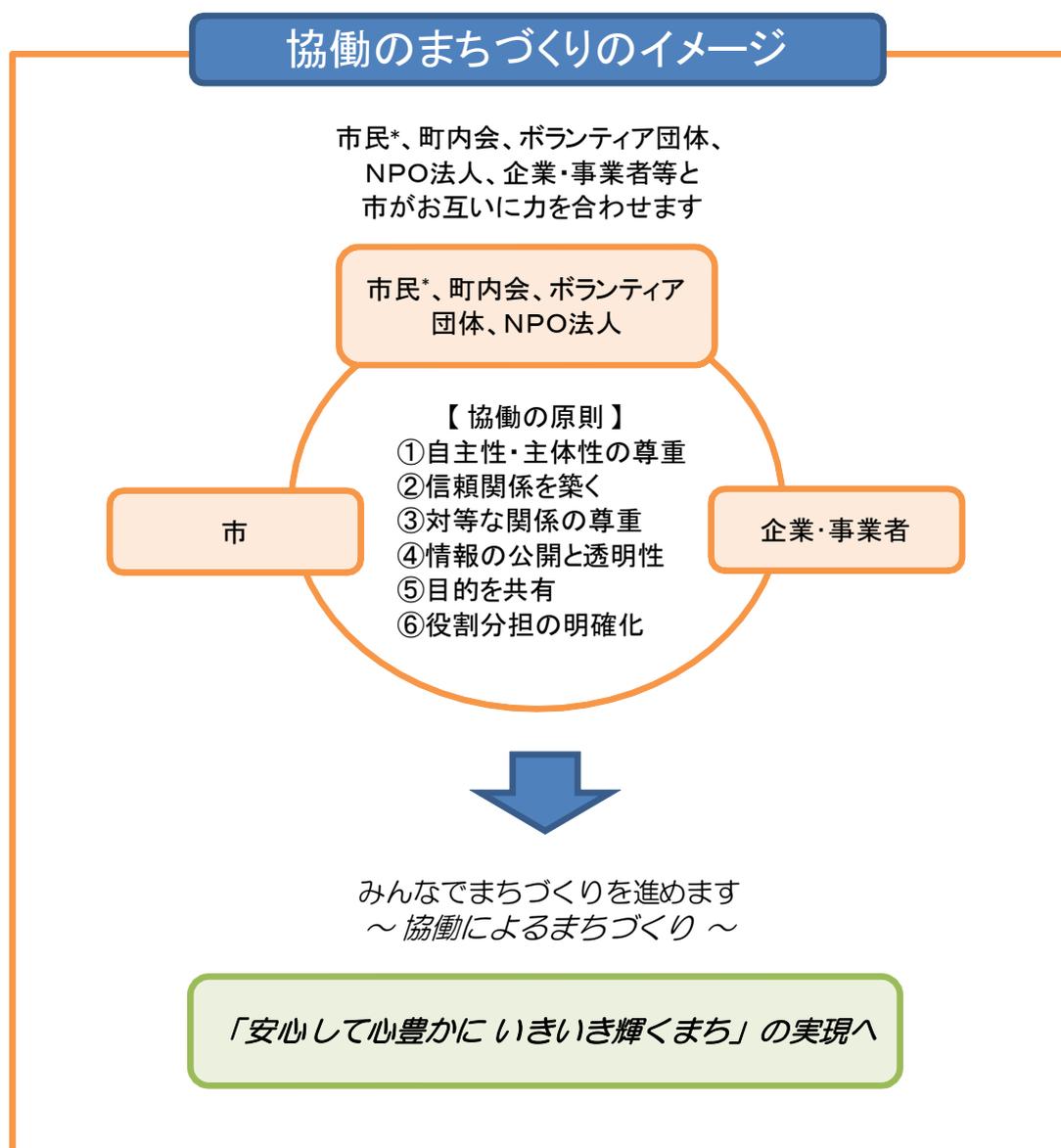
協働のまちづくりを進めるうえで、市民や市がそれぞれ持っている得意分野を活かしながら、どのような役割を担うかを明確にして取り組みを進めることが大切です。

協働の原則に基づき、多くの皆さんが、まちづくりの楽しさを感じながら、一緒になってまちを盛り上げていく、まちを支えていくことができるように協働のまちづくりを進めていきます。

(3) 協働の担い手

協働のまちづくりを進めていく担い手は、市民*の皆さん一人ひとりです。

また、市内で活動する様々な団体、組織、企業の皆さんも重要な担い手であり、それぞれの担い手が地域とのコミュニケーションを大切にしながら、特性を発揮して、積極的に参加することが必要です。このことから、砂川市では、「市民*」、「町内会」、「ボランティア団体」、「NPO法人」、「企業・事業者」などの皆さんと協力し合いながら、まちづくりを進めていく必要があると考えています。



(4) 協働の形態

市民と市との協働には、様々な形態があります。

現在の砂川市においても、協働によるまちづくりが、多種多様な形態で行われてきています。ここでは、協働の形態を次のように区分します。

① 共催

市民と市が同じ目的や目標の達成のために行動をともにし、それぞれが主催者となって共同で事業を行うもの

② 後援

市民が主催する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、後援名義の使用を認め、事業を後押しするもの

③ 実行委員会、運営協議会

市民と市が構成員になって新たな組織を作り、事業の企画立案、開催・運営などを行うもの

④ 委員会、審議会、協議会

市が行う事業や計画の検討について、市民の持つ専門的な知識や経験を活かし、意見や提言を取り入れることによって政策の決定などを行うもの

⑤ 懇話会、懇談会等

市政運営において、市民や地域等の意見を求めることによって、より良い課題解決や政策の改善などに活かすもの

⑥ 情報・意見交換

市民と市がお互い持っている情報を、提供・交換・発信することで、情報の共有化を図るもの

⑦ 補助、助成

市民が行う公益性が高い事業に対して、市が財政的な支援を行うもの

⑧ 委託

本来、市が行うべき事業に対して、市民の優れた専門性に委ね、定められた契約のもとに実施するもの

⑨ 指定管理者制度

地域住民の自主活動の活発化への役立てや、多様化する市民ニーズに対して効果的に対応するため、市が設置した施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営するもの

⑩ 協力、連携

市民と市が、それぞれの特性を活かし、協力、連携して事業（活動）を行うもの（一時的なボランティア活動を含む）

(5) 市民と市の協働の事例

平成 23・24 年度に砂川市で行われた市民と市の協働の取り組みを、協働の形態から見てみると、まちづくりの様々な分野において各種事業や活動が実施されています。

◆ 協働の主な事例

協働の形態	主な事例（事業、活動）
1. 共催	市民防火のつどい、アメニティ・タウンすながわマラソン大会、青少年健全育成市民のつどい、新年交礼会 など
2. 後援	市民健康フォーラム、高齢者芸能交流大会、砂川冬のフェスティバル、ラブリバー砂川夏まつり など
3. 実行委員会、運営協議会	砂川地区暴力追放運動推進協議会、交通安全推進委員会、高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会、市民文化祭、ジャリン子ハロウィーンや七夕、あいさつ運動、すながわスイートロード協議会、中心市街地活性化協議会 など
4. 委員会、審議会、協議会	公害対策審議会、廃棄物減量等推進審議会、学校給食センター運営委員会、行政改革推進委員会、協働のまちづくり指針策定協議会 など
5. 懇話会、懇談会等	町内会連合会と市理事者との懇談会、協働のまちづくり懇談会 など
6. 情報・意見交換	認知症を抱える家族の交流会活動 など
7. 補助、助成	資源ごみ団体回収、防犯灯の設置・維持、花いっぱい運動、プレミアム商品券発行事業、農商工連携促進事業 など
8. 委託	消費生活相談、学童保育所運営、団地駐車場や集会所の管理 など
9. 指定管理者制度	老人憩の家、体育施設、交流センター、公民館、活性化プラザ、コミュニティセンターの管理・運営 など
10. 協力・連携	介護予防教室、いきいき運動推進事業、ファミリーサポートセンター事業、市立病院ボランティア活動、放課後子ども教室、家庭教育サポート企業、子ども 110 番の家事業、街区公園維持管理 など

「参考資料5」では、主な事例として、127 の各協働事業（活動）を紹介していますが、実際には、ここに掲げたもの以外にも、法に基づいて設置されている民生児童委員協議会や消防団などの協働事例もあります。このように、砂川市では市民と市が協力し合った多くの事業がすでに行われています。

「協働」の取り組みは、日常的に私たちの生活に関係していることが多く、意外と身近なものであるといえます。協働の事例から、自分たちが行っている活動が協働事業の一つと気づいたり、協働の事業のあり方や新しい活動などを考えたりすることで、協働に対する取り組みをより充実させていくことが大切です。

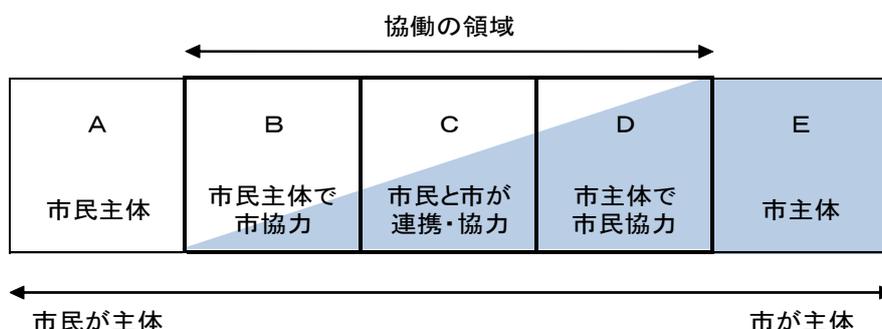
(6) 協働の領域（範囲）

砂川市のまちづくりにおける市民と市の関わり方には、様々な領域(範囲)があります。

A 市民が主体になって行うものから、B 市民が主体で、市が協力して行うもの、C 市民と市それぞれが対等な立場で行うもの、D 市が主体となって、市民に協力を求めながら行うもの、E市が主体になって行うものまで、5つの領域が考えられます。

このうち、B～Dまでが、協働の事例でも示したように、市民と市が協働し合う領域ですが、Aの市民主体やEの市主体であっても、協働が可能なものについては、お互いの役割を認め合いながら取り組みを進めていくこともできます。

【まちづくりにおける市民と市との領域イメージ図】



① 市民が主体の領域

A：市民主体 … 市民活動団体の活動や個人のボランティア活動 など

② 協働の領域

B：市民主体で市協力 … 補助金を活用した事業 など

C：市民と市が連携・協力 … 市民活動団体と市が共催して行う事業 など

D：市主体で市民協力 … 市事業の委託 など

③ 市が主体の領域

E：市主体 … 法令に基づく社会保障等の事務、公益性が高い施設の整備 など

なお、こうした領域の区分は、固定的なものではありません。

協働で取り組む事業や活動ごとに、市民と市の関わり方を明確にして、共通の理解を深めていくようにすることが大切です。

3 市民活動の現状と課題

市民と市が協働し合いながらまちづくりを進めていくためには、市民活動の現状や課題を理解する必要があります。

(1) 町内会活動の現状と課題

◇ 町内会活動の現状

町内会などの地縁による団体は、地域に暮らす人々とのつながりと日々の生活のうえに成り立っており、地域の特性や伝統を守りつつ、主体的な活動や市・関係機関との連携をもとにした活動を行っています。

このことは、地域コミュニティの最も基礎的な組織であるといえます。

(町内会の主な活動)

① 生活環境をよくする活動

- ・道路・公園・空き地の清掃や草刈、河川清掃、ごみ収集場所の管理、資源ごみの回収、花壇の整備、会館・集会所の維持管理、除雪 など

② 安全で安心して生活できるようにする活動

- ・自主防災組織づくり、防災訓練の開催、防犯活動、防犯灯の設置・維持管理、交通安全活動、青少年育成活動、高齢者支援活動 など

③ 交流やふれあいを育む活動

- ・新年会、花見、盆踊り、観楓会、親睦会、子ども会・敬老会の開催 など

④ みんなで支え合い、助け合う活動

- ・葬儀手伝い、心配ごと・困りごとの相談、地域全体の問題の解決 など

⑤ 関係機関との連絡・調整や連携によるまちづくり活動

- ・市への陳情・要望、市理事者との懇談会、市役所等からの回覧板や広報誌等の情報伝達、社協・防犯協会・衛生組合・防火協力会に関わる活動 など

◇ 町内会が抱える課題

町内会の多くでは、市民*の価値観の多様化や生活環境の変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、その結果として、町内会への未加入世帯の増加や行事への参加者が減少しているほか、役員の高齢化やなり手不足、運営財源の問題などが生じています。

(町内会の主な課題)

① 未加入者が増加している

- ② 個人情報提供の拒否がある
- ③ 会員が高齢化している
- ④ 役員の高齢化と担い手が不足している
- ⑤ 運営財源及び会館・集会所利用が減少している
- ⑥ 町内会活動の参加者の減少と参加者が固定化している など



(2) 市民活動団体の現状と課題

◇ 市民活動団体の現状

市民活動団体は、基本的に非営利で、社会に貢献することを目的とした団体であり、活動の目的などによっては、市民*や地域、他の団体、市などと連携・協力を図ることにより、様々な活動が展開されています。

市内には、ボランティア団体やNPO法人などのほか、PTAや子ども会、老人クラブ、スポーツ団体など、市民*が参加して主体的に活動する各種団体が多数あり、福祉、教育、文化・スポーツ、環境、まちづくりなどといった様々な分野で活躍しています。

(市民活動団体の主な活動)

- ① 生活環境をよくする活動
- ② 子どもや高齢者、障害者への支援活動
- ③ 安全で安心して生活できるようにする活動
- ④ 教育や文化・スポーツを育む活動
- ⑤ イベント開催などまちを活性化させる活動 など

◇ 市民活動団体が抱える課題

市民活動をしていくうえで、「活動内容がなかなか理解されず仲間が増えていかない」、「活動する人が不足している」のほか、「活動基盤となる団体の維持や活動の継続に不安がある」、「市との連携や情報の共有化が足りない」などといった課題があげられます。

また、会員が高齢化しているほか、各団体において、同じ人がいくつも重複して活動しているという現状から、それをカバーする次の若い人に育ってもらい、一緒に活動しながら世代交代を含めて取り組んでいくという組織づくりが大事であると考えられます。

このことから、活動の継続性を図るため、自分たちの活動をいかに広く周知していくか、人材発掘や人材育成のための研修機会をどのように設けるかなどの課題を解決していく必要があります。

(市民活動団体の主な課題)

- ① 新規に会員を集めるのが難しい
- ② 人材の確保や活動を高めるための育成、研修機会などが不足している
- ③ 会員の高齢化や人材の不足などにより運営や活動する人が重複している傾向にある
- ④ 若い人の参加・育成と世代交代に向けた取り組みを行う必要がある
- ⑤ 活動基盤の維持や活動の継続について不安がある
- ⑥ 自分たちの活動の周知や参加に対する情報の受発信が不足している
- ⑦ 団体間や市との協働事業に対する相互理解や情報の共有化が不足している など

町内会や市民活動団体が、活動基盤を強化し、事業や活動を行っていく能力が向上すれば、協働に欠かせないパートナーとなっていくように、市民活動を推進することと協働を推進することとは切り離せない関係にあるといえます。



4 市民と市の役割

協働のまちづくりを実現するために、それぞれの主体において、次のような役割が期待されます。

(1) 市民*の役割

より良いまちづくりを進めるために、市民*の皆さんが「まちづくりのために何かができるのか」ということを考えながら、地域社会へ貢献していくことが求められます。

- まちの情報把握に努め、まちづくりに関心を持つようにします。
- 地域活動や市民活動に積極的に参加・協力していきます。
- 地域や人との関わりやつながりを大切にします。
- 自分のことから活動を始めるようにします。

(2) 町内会などの地縁による団体の役割

地域組織を築き、市民*間の交流や助け合いを行いながら、地域のコミュニティを育み、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- 地域のコミュニケーションづくりを進めます。
- 地域づくりの担い手として組織づくりや活動を進めます。
- 地域課題を解決するために、みんなで考え、協力していきます。

(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人など）の役割

市民活動団体の特徴、専門性、多様性を活かして、市の枠組みに縛られない柔軟な活動を展開しながら、市民や地域を横断的につなぎ、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- 専門的な知識や技術を、様々な分野で活かす活動を進めます。
- 仲間を集い、地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。
- 市民に活動や社会参加への場を提供するようにします。

(4) 企業・事業者の役割

企業・事業者が自らの事業活動や特色を活かして、他者や地域と協働することにより、新たな発想や工夫などの相乗効果を発揮して、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- 企業の特徴(独自の専門性や知識・技術等)を活かして、まちづくりに参加するようになります。
- まちづくりに参加しやすい職場環境づくりを進めます。
- 地域の人々からの信頼を得ながら、まちづくりの推進に貢献していきます。
- まちづくりの経験を企業や事業者の成長に活かします。

(5) 市の役割

まちづくりのあらゆる分野、場面において、協働を行いやすい環境づくりを推進しながら、職員も地域活動に積極的に関わり、市民の視点・立場に立った取り組みが求められます。

- 市政情報の提供と共有化を図ります。
- まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めます。
- 協働意識の啓発に関する取り組みを進めます。
- 協働を担う人材の発掘・育成を図ります。
- 協働を推進するための環境を整えます。
- まちづくりの各分野における横断的な取り組みを進めます。
- 職員の協働への意識向上を図ります。
- 市民と同じ立場に立って取り組みを進めます。

協働のまちづくりを進めていくには、市民と市がそれぞれの役割を發揮しながらお互いに手を取り合って、良好な関係のもとに取り組んでいくことが大切です。

5 協働を進めるための施策展開

協働のまちづくりを具体的に進めていくには、次のような施策を展開していくことが必要です。

(1) 啓発活動の推進

協働の意識を高めていくとともに、地域コミュニティやまちづくりに関わる市民活動の重要性、必要性等の理解を深めていくため、積極的に啓発活動を進めます。

① 協働意識の向上

講演会、フォーラム等の開催や協働事例の紹介を行うとともに、様々な機会を通して協働意識の啓発、高揚を図ります。

(主な取り組み)

- ・講演会、フォーラム等の開催
- ・協働に結びつく活動・事業の研究
- ・市民活動入門講座の開催

② 市民活動の普及啓発と市民参加の促進

市民活動の普及啓発に取り組むとともに、多くの人々が積極的に市民活動へ参加できるような体制の構築を図ります。

(主な取り組み)

- ・市民活動の紹介や参加案内の実施
- ・町内会や市民活動団体への加入案内

③ 市の広報活動の充実

協働に関する取り組みなどを広く知っていただくため、市の広報紙やホームページのほか、様々な機会を通して積極的な情報発信を行うなど、広報活動の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・広報紙やホームページのほか、様々な機会を利用した情報の発信

(2) 人材育成の推進

市民活動の底辺の拡大とともに、活動団体のリーダー、スタッフなど、活動を担っていく人材の育成や、将来的に活動を支えていく人材を確保していくため、様々な分野において人づくりや交流の取り組みを進めます。

① 学習機会（研修会、セミナー）等の実施

協働の意識を高めるとともに、自主的かつ主体的な活動を進めていくうえで必要となる基礎的な知識や運営方法等について、学ぶ機会の提供を図ります。

（主な取り組み）

- ・講座、研修会、セミナー等の開催
- ・市民活動入門講座の開催

② 次代を担う青少年の育成

次代を担う若い人々が、まちづくりを経験し、関心が持てるよう、青少年の主体的な活動をまちぐるみで応援するとともに、市民活動団体や企業等の協力を得て、青少年の参加・体験機会の提供を図ります。

（主な取り組み）

- ・児童、生徒や青年のボランティア等の体験学習の実施

③ 市職員の意識向上

市民活動団体への地域活動交流研修事業を行うなど、市職員の地域社会を良くする市民活動への積極的な参加を進め、市民と市との信頼関係の構築に向けた意識向上を図ります。

（主な取り組み）

- ・地域活動交流研修事業の実施
- ・市民活動への市職員の積極的参加の促進

(3) 市民と市の相互理解の推進

市民と市との協働の関係を築いていくため、対等な関係を保ちながら、お互いの考え方の違いや特徴をそれぞれがより一層理解できるようにするとともに、まちづくりへの市民参画の取り組みを進めます。

① 情報の積極的な公開と共有化

市から、まちづくりに関連する情報を積極的に分かりやすく提供します。また、市政や

地域に関する多種多様な情報や市民の意見、市民活動団体の活動状況などの共有化を図ります。

(主な取り組み)

- ・国・道や公益法人などの支援情報の提供
- ・分かりやすい情報提供の実施

② 市民との意見交換の実施

市民と市が相互理解を深め、さらなる協働への可能性を探るため、「協働のまちづくり懇談会」等を行うなど、意見交換する場の充実を図ります。

(主な取り組み)

- ・協働のまちづくり懇談会等の開催

③ まちづくりへ参画しやすい機会づくり

パブリックコメントや各種委員会、協議会等、様々な参加方法の活用と多様な周知方法による働きかけなどを通して、市民がまちづくりに参画しやすい機会の創出を図ります。

(主な取り組み)

- ・パブリックコメントのPRと実施
- ・各種委員会、協議会等への市民参画機会の促進

(4) 体制づくりと支援策の推進

協働の取り組みを進めていくため、市民の力を結集できる仕組みづくりや市役所内における連携を強化する体制を整えます。また、市民活動が将来にわたって活発的に継続した活動が行えるように検討し、市の支援策を進めます。

① 市の連携体制の構築

協働のまちづくりに関わる方策及び施策を総合的に推進するため、市の全庁的な連携体制を構築し、指針に基づいた取り組みを進めるとともに、市の体制の明確化を図ります。

(主な取り組み)

- ・協働に関する窓口の明確化
- ・市の全庁的な協働のまちづくり推進会議の設置

② 地域課題の解決を図る協働の仕組みづくり

町内会や市民活動団体、企業等の各主体が特性を活かし、地域課題を解決していくため

の方策や地域コミュニティの形成につながるよう、情報交換や交流の場を設置するなど、協働の取り組みに向けた仕組みの構築を図ります。

(主な取り組み)

- ・地域との連携・協議の実施
- ・モデルとなる協働事業の提案・実施

③ 市民活動に対する支援策の実施

市民の自主的な活動を促進するとともに、町内会の地域コミュニティ活動の充実・強化を図るためのあり方について検討し、支援を図ります。

(主な取り組み)

- ・地域コミュニティ活動支援事業の実施
- ・市民活動団体等が行うまちづくりに対する支援

(5) 取り組みの評価や見直しの推進

協働のまちづくりをより良いものにしていくため、協働の取り組みを定期的に評価し、その結果に基づき、次の計画立案や事業改善に反映させていきます。また、変化する社会情勢や市民ニーズ、協働の現状等に基づき、必要に応じて指針の見直しを行います。

① 協働事業の評価と見直しの公表

協働に関する事業（協働事業）の分析、評価を行う仕組みを作り、評価結果を判断材料として改善点を見出し、新たな取り組みに活かします。また、評価結果を公表することで、協働事業の透明性を確保し、市民の理解の向上を図ります。

(主な取り組み)

- ・協働の評価や改善など行う仕組みの創設
- ・協働事業の公開

② 必要に応じた指針の見直しの実施

協働のあり方を継続して検証し、協働事業の現状の把握と問題点・課題の整理を繰り返しながら、必要に応じて指針の見直しを行います。

(主な取り組み)

- ・指針に基づいた現状の把握
- ・必要に応じた、指針の見直しの検討・提案

6 協働のまちづくりの実践に向けて

ここに示した「砂川市協働のまちづくり指針」が、市民と市の協働のまちづくりへの本格的な取り組みの出発点となって、活発に展開されるように、私たち一人ひとりが、まずは身近なところから進め、自分たちにできることから取り組み、そして、協働のまちづくりの実践につなげていくことが重要です。

そのうえで、協働意識の高まりや取り組みの状況を踏まえながら、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明確にする条例の制定も視野に考えていかなければなりません。



参 考 資 料

1. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会の提言
2. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会設置要綱
3. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会委員
4. 砂川市協働のまちづくり指針策定までの経過
5. 砂川市協働事業（活動）の現状

1. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会の提言

平成25年3月28日

砂川市長 善岡雅文様

砂川市協働のまちづくり指針（案）について（提言）

私たち「砂川市協働のまちづくり指針策定協議会」の委員10名は、砂川市における協働のまちづくりのあり方や方向性を示す指針の策定に向けて、平成24年5月24日よりこれまで7回の会議を開催し、多くの意見を交わしながら協議を重ねてまいりました。

会議では、指針策定の協議を行うにあたり、まず、はじめに、本市の協働の現状についての調査や札幌学院大学の河西邦人教授を講師として開催された市民講演会において、協働のまちづくりの基本を学ぶとともに、講演後に講師との情報交換を行うなど、協働の状況把握や研究を踏まえて、本市にふさわしい協働のまちづくりについて、市民そして市、双方の視点から探ってまいりました。

また、策定過程において、市民説明会の開催やアンケートの実施のほか、パブリックコメントの募集も行われ、広く市民の皆様よりご意見、ご提言を頂戴してまいりました。

本日提言いたします「砂川市協働のまちづくり指針（案）」（以下「指針案」という。）は、これらの取り組みから協議を重ね、その結果を取りまとめたものであり、まさに、市民と市との協働によってまとめたものであります。

本指針案では、協働の基本的な事項として「協働の定義」、「協働の原則」、「協働の担い手」などを定めた中で、「市民と市の役割」、「協働を進めるための施策展開」について、考え方を表しており、協働のまちづくりをみんなで進めていこうという強い願いが込められています。

このことから、市におかれましては、指針案に基づいた協働のまちづくりを積極的に推進して、全ての市民が住みよいまちと実感できるような取り組みを進めていただくことを希望いたします。また、市民の皆様におかれましても、より良いまちづくりを進めていくためには、自分たちに何ができるのかを考えながら、市と共に歩いていくことはもとより、市民と市民の協働にも取り組んでいくことが大切でありますので、協働の理解を深めて取り組みを広げていただきますようお願いいたします。

最後に、この指針案が十分に活かされ、本市のめざす都市像である「安心して心豊かにいきいき輝くまち」の実現に向けて、協働のまちづくりの活性化に大いなる貢献をすることを期待し、提言とさせていただきます。

砂川市協働のまちづくり指針策定協議会
会長 水島孝嗣

2. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会設置要綱

砂川市協働のまちづくり指針策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 砂川市の協働によるまちづくりを推進するため、協働のあり方や方向性についての指針（以下「指針」という。）を策定するにあたり、砂川市協働のまちづくり指針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、指針について必要な事項を調査審議し、その結果を市長へ提言するものとする。

(構成)

第3条 協議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から指針案を策定し、市長へ提言したときまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部まちづくり協働課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

3. 砂川市協働のまちづくり指針策定協議会委員

役職	氏名	所属機関等	構成区分
会長	水島孝嗣	砂川商工会議所	2号委員
副会長	高村雄渾	砂川市町内会連合会	//
委員	堀江和美	学識経験者（すながわスイートロード協議会）	1号委員
//	澤田幸三	砂川市社会福祉協議会	2号委員
//	住亮太郎	（社）砂川青年会議所	//
//	其田勝則	NPO法人 ゆう	//
//	廣瀬美智子	砂川市婦人ボランティアクラブ	//
//	吉田和江	空知太学童保育所	//
//	坪江利香	公募	3号委員
//	皆上泰信	公募	//



4. 砂川市協働のまちづくり指針策定までの経過

年 日	内 容
平成 24 年	
4 月 16 日～5 月 1 日	砂川市協働のまちづくり指針策定協議会委員の一般公募
5 月 1 日	砂川市協働のまちづくり指針策定協議会設置要綱制定
5 月 24 日	第 1 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書の交付、会長及び副会長の選出 ・砂川市協働のまちづくり指針の策定方針について ・「砂川市協働のまちづくり講演会」の開催について
6 月 28 日	「砂川市協働のまちづくり講演会」開催（地域交流センターゆう） <ul style="list-style-type: none"> ・演題 「市民が主役の砂川まちづくり」 講師 河西邦人氏 札幌学院大学経営学部経営学科教授 ・参加者数 212 人 ・講師と協議会委員との情報交換会
7 月 31 日	第 2 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「砂川市協働のまちづくり講演会」開催結果について ・砂川市協働のまちづくり指針の素案について
10 月 1 日	第 3 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・砂川市の協働の現状把握調査結果について ・砂川市協働のまちづくり指針の素案について
11 月 5 日	第 4 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・砂川市協働のまちづくり指針の素案について ・「砂川市協働のまちづくり指針」市民説明会の開催について
11 月 26 日	「砂川市協働のまちづくり指針」市民説明会開催（北地区コミュニティセンター） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 37 人
11 月 27 日	「砂川市協働のまちづくり指針」市民説明会開催（南地区コミュニティセンター） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 29 人
11 月 28 日	「砂川市協働のまちづくり指針」市民説明会開催（地域交流センターゆう） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 77 人
平成 25 年	
1 月 31 日	第 5 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「砂川市協働のまちづくり指針」市民説明会の開催結果について ・砂川市協働のまちづくり指針の素案について ・パブリックコメントの募集について
2 月 15 日～28 日	「砂川市協働のまちづくり指針（案）」に対するパブリックコメント募集
3 月 22 日	第 6 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・砂川市協働のまちづくり指針（案）について ・パブリックコメントの募集結果について ・「砂川市協働のまちづくり指針（案）」提言書について
3 月 28 日	第 7 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・砂川市協働のまちづくり指針（案）を市長へ提言

平成 24 年 5 月 24 日開催
・第 1 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会



善岡市長から協議会に対し、「協働のまちづくり指針(案)」の策定について要請



協議会の会長に水島孝嗣氏が就任

平成 24 年 6 月 28 日開催
・砂川市協働のまちづくり講演会



講師の札幌学院大学 河西邦人教授との情報交換

平成 24 年 10 月 1 日開催
・第 3 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会



協働のまちづくり指針の素案について協議

平成 25 年 3 月 28 日開催
・第 7 回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会



水島会長から善岡市長へ協働のまちづくり指針(案)を提言



協議会委員と善岡市長との懇談

5. 砂川市の協働事業（活動）の現状

砂川市の協働事業（活動）の現状について

～ 調査結果一覧 ～

砂川市の協働事業（活動）の現状について

1. 調査の目的

「砂川市協働のまちづくり指針」の策定にあたり、本市における市と市民の協働事業の現状を把握することで、これからのビジョン等の検討に役立たせるために実施した。

2. 協働事業の定義

「協働事業（活動）」は、市と関係する相手を、市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者等とし、これらの多様な主体と、それぞれの役割と責任を認め合いながら、地域を良くしたり、地域の課題を解決したりすることを目的に行われている事業（活動）とした。

3. 協働事業の形態

市と市民との協働の形態を、次の10の区分とした。

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| ① 共催 | ② 後援 | ③ 実行委員会、運営協議会 |
| ④ 委員会、審議会、協議会 | ⑤ 懇話会、懇談会等 | ⑥ 情報・意見交換 |
| ⑦ 補助、助成 | ⑧ 委託 | ⑨ 指定管理者制度 |
| ⑩ 協力、連携 | | |

4. 調査項目について

砂川市における、市と市民の協働の取り組みについて、前記の協働事業の定義、形態から次の事項について調査した。

- ① 事業（活動）の名称（平成 23、24 年度の実施及び予定事業を基に、事業費のある、なしに関わらず調査した。）
- ② 担当部署
- ③ まちづくりの分野（第6期総合計画における6つの基本目標）
- ④ 協働の形態（複数の形態が考えられる場合は、該当するものを表した）
- ⑤ 関係団体の名称
- ⑥ 事業（活動）の概要
- ⑦ 事業実施期間

5. 調査日について

平成 24 年 9 月現在の状況について調査した。

6. 調査の結果について

(1) まちづくりの分野別 協働事例

まちづくりの分野	事例数
1. 生活環境・防災	19
2. 医療・保健・福祉	31
3. 教育・文化・スポーツ	32
4. 都市基盤	11
5. 産業振興	24
6. 市民参画・コミュニティ・行政運営	10
合 計	127

(2) 形態別 協働事例

協働の形態	事例数
1. 共催	7
2. 後援	12
3. 実行委員会、運営協議会	28
4. 委員会、審議会、協議会	11
5. 懇話会、懇談会等	2
6. 情報・意見交換	1
7. 補助、助成	38
8. 委託	8
9. 指定管理者制度	7
10. 協力、連携	37
合 計	151

(3) 分野別・形態別 協働事例

協働の形態 \ まちづくりの分野	1. 生活環境	2. 医療	3. 教育	4. 都市基盤	5. 産業振興	6. 市民参画	合計
1. 共催	1	1	3	0	1	1	7
2. 後援	0	5	1	0	5	1	12
3. 実行委員会、運営協議会	8	3	10	3	3	1	28
4. 委員会、審議会、協議会	3	2	4	0	0	2	11
5. 懇話会、懇談会等	0	0	0	0	0	2	2
6. 情報・意見交換	0	1	0	0	0	0	1
7. 補助、助成	8	9	5	2	13	1	38
8. 委託	1	3	0	2	2	0	8
9. 指定管理者制度	0	1	3	0	2	1	7
10. 協力、連携	0	8	21	6	1	1	37
合 計	21	33	47	13	27	10	151

(4) 目 次

まちづくりの分野 1	生活環境・防災	30 ~ 31	ページ
まちづくりの分野 2	医療・保健・福祉	32 ~ 34	ページ
まちづくりの分野 3	教育・文化・スポーツ	35 ~ 37	ページ
まちづくりの分野 4	都市基盤	38	ページ
まちづくりの分野 5	産業振興	39 ~ 40	ページ
まちづくりの分野 6	市民参画・コミュニティ・行政運営	41	ページ

砂川市における協働に関わる事業(活動)一覧

◆まちづくりの分野 1 生活環境・防災

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
1	市民防火のつどい	消防予防課 広報係	1 共催	砂川防火団体連絡委員会	「市民防火のつどい」は、地域住民の相互協力により「災害に強い、安全なまちづくり」を築くことを目的として市内防火団体で組織する砂川市防火団体連絡委員会が開催している。催しでは、多くの市民に、消防に関する取り組みと消防車両・資機材を広く紹介し、防災に関する知識の普及啓発を図っており、砂川消防署や砂川消防団が実施協力等を行っている。	平成24年度の参加者は約800人	昭和46年度～
2	砂川地区暴力追放運動推進協議会	市民生活課 生活交通係	3 実行委員会、 運営協議会	運動の趣旨に賛同する機関・団体	当協議会は、暴力追放運動等を推進し、犯罪のない地域づくりを進めるために設置された団体で、砂川警察署管轄1市3町内の運動の趣旨に賛同する機関・団体を会員として組織され、暴力を追放するための啓発として、イベント時や集客施設での啓発活動や立て看板、ポスターなどを活用した広報活動などを行っている。市民生活課は事務局の一員となっている。	平成24年度会員数は65団体	昭和63年度～
3	「ものを大切にする運動」推進協議会	市民生活課 生活交通係	3 実行委員会、 運営協議会	砂川市婦人ボランティアクラブ、砂川消費者協会、砂川手話の会、NPO法人つむぎの家、砂川市社会福祉協議会、砂川市町内会連合会、砂川市衛生組合	当協議会は、ものを大切に運動の推進を図ることを目的に設置された会、本運動に関係する7団体で構成している。例年、リサイクル品の販売や不用品を再利用した作品の展示を行う「リサイクル即売会・生活工夫展」を開催している。市民生活課が事務局となっている。	「リサイクル即売会・生活工夫展」平成23年度は、4団体が即売を行い、約200人が来場	昭和49年度～
4	砂川地区防火安全協議会	消防予防課 広報係・保安係	3 実行委員会、 運営協議会	市内関係事業所	当会は、砂川地区(砂川市・浦臼町・奈井江町)内の防火対象物及び危険物施設、液化石油ガス施設などにおける災害防止のため研究と研修を行い防災体制の強化を図り、職場の健全な振興発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立した団体で、火災予防運動への協賛及び危険物安全週間の啓発など事業所における火の用心の呼びかけや、市民防火のつどいへの共催を行っている。砂川消防署が事務局となっている。	平成24年4月現在会員は砂川市内109事業所	平成14年度～
5	砂川市婦人防火クラブ	消防予防課 広報係	3 実行委員会、 運営協議会	市民(成人女性)	当会は、会員相互の親睦和を図り、家庭における火災予防の普及徹底並びに防火思想の向上を図りあわせて婦人の防火教育に寄与し、砂川市内に居住する成人女性の希望をもって構成し、火災予防運動の広報活動及び消防演習などへの参加を積極的に行っている。砂川消防署が事務局となっている。	平成24年度のクラブ員数は30人	平成7年度～
6	砂川市少年消防クラブ	消防予防課 広報係	3 実行委員会、 運営協議会	市民(小学生)	少年・少女が防火と火災予防を併せて学び明朗活発な少年・少女を育てることを目的として、砂川市内に住む小学校4年生から6年生までの希望児童と、その指導者及び育成にあたる幹事(児童の親)で構成し、火災予防の勉強と広報活動並びに親睦などの行事を行っている。砂川消防署が事務局となっている。	平成24年度のクラブ員数は80人	平成9年度～
7	砂川市防火協力会	消防予防課 広報係	3 実行委員会、 運営協議会	全87町内会	当会は、火災予防の徹底と消防活動の円滑化を図り、住みよい郷土をつくりあげていくことを目的に設立された団体で、町内会の加入により構成されている。それぞれの町内会支部長が活動を推進しており、火災予防運動や防火たより発行などの広報活動のほか、研修会を行っている。平成23年度からは「救急情報キット」の配布を行い、町内会単位での災害弱者の見守りを推進している。砂川消防署が事務局となっている。 ※3月末現在42町内会へ配布している。		昭和45年度～
8	砂川市防犯協会	市民生活課 生活交通係	3 実行委員会、 運営協議会 7 補助、助成	全87町内会	当協会は、防犯思想の普及を図り犯罪のない明るい郷土の建設を目的に設置された団体で、各町内会に設置された「支部」が活動を推進しており、地域安全運動期間中やイベント時に行う街頭啓発をはじめ、防火旗の設置や新入学児童へのブザー寄贈などを行っている。市民生活課が事務局となっている。		昭和33年度～
9	砂川市交通安全推進委員会	市民生活課 生活交通係	3 実行委員会、 運営協議会 7 補助、助成	砂川警察署、砂川市交通安全協会、砂川商工会議所、砂川建設協会、砂川自動車学校、空知中央バス、砂川地区ハイヤー連絡協議会、砂川ライオンズクラブ、砂川ロータークラブ(他(全28団体))	当委員会は、交通道德の向上と交通事故の防止のため市民運動を展開する団体として設置され、交通安全に係る団体で構成している。旗の波啓発やナイト啓発などの交通安全運動をはじめ、交通事故をなくする市民集会の開催や老人クラブ・小学校等での交通安全教室、独居高齢者訪問指導などの事業を行っている。市民生活課が事務局となっている。		昭和37年度～
10	砂川市生活安全推進委員会	市民生活課 生活交通係	4 委員会、審議会、協議会	—	当委員会は、砂川市における生活安全対策について協議し意見をいただくために、生活安全団体の代表者や生活安全に関する知識・経験を有する者などからなる8人の委員と1人の公募委員の計9人で構成し、生活安全モデル地域の指定や犯罪・事故を抑止する生活安全対策について協議し、市長に意見を述べる。		平成12年度～
11	砂川市公害対策審議会	市民生活課 生活交通係	4 委員会、審議会、協議会	—	当審議会は、公害対策に関して専門的な調査審議をしていただくため、学識経験者や関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者からなる8人以内の委員で構成している。審議会は市長の諮問に応じて、公害対策の基本方針や予防対策などを調査審議する。		昭和46年度～
12	廃棄物減量等推進審議会	市民生活課 環境衛生係	4 委員会、審議会、協議会	—	当審議会は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を様々な視点から協議し意見をいただくため、識見を有する者や関係行政機関、廃棄物関連業者の代表者など10人の委員と2人の公募委員の計12人で構成されている。審議会は市長の諮問に応じて、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議する。		平成5年度～

◆まちづくりの分野 1 生活環境・防災

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
13	砂川市交通安全指導員会活動	市民生活課 生活交通係	7 補助、助成	砂川市交通安全指導員会	当会は、交通安全指導員(現在19人)を会員とし、市民の交通安全の向上を図ることを目的に、交通安全運動期間中の立しよ指導や交通安全行事への参加、自主的な研修活動などを行っている。市が交付金を交付することにより、当会が進める事業活動に財政的な支援を行っている。		昭和44年度～
14	資源ごみ団体回収	市民生活課 環境衛生係	7 補助、助成	資源回収登録団体(町内会、子供会等118団体)、資源回収協力団体(事業者4団体)	ごみの減量化を推進し、環境保全と資源の有効利用に資することを目的として、町内会やその他市長が適当と認める団体がまとめて資源回収を行った場合に、回収団体には回収業者を引き渡した資源の量1kgにつき3円の奨励金。また、回収業者には買いとった資源の量1kgにつき1円の協力金を補助金として交付している。	平成23年度は資源回収登録116団体、資源回収実施団体86団体	平成6年度～
15	砂川市衛生組合支援事業	市民生活課 環境衛生係	7 補助、助成	衛生組合加入の町内会	当組合は、市民が清潔で明るい健康な生活を保持するための地域活動を行うことを目的に設置された団体で、現在は63町内会の加入により構成され、それぞれの衛生支部長が活動を推進している。一斉清掃啓発運動や飛散ごみ回収のほか、パンク歌志内川清掃などを実施している。市民生活課が事務局となっている。	パンク歌志内川清掃は、市民団体13団体と川沿6町内会が協力、例年約150人が参加	昭和33年度～
16	防犯灯の設置・維持	市民生活課 生活交通係	7 補助、助成	防犯灯を設置・維持する団体	市内の夜間における交通安全及び治安維持を図るため、防犯灯を設置・維持する団体に対して、設置費の50%以内、維持費の80%以内を補助する。なお、平成24年度よりLED灯を設置した場合の設置費補助金は補助率を90%以内とした。	平成24年度、防犯灯を設置・維持する団体は85団体	昭和35年度～
17	砂川市交通安全協会活動	市民生活課 生活交通係	7 補助、助成	砂川市交通安全協会	当協会は、市内の交通安全に寄与することを目的に、関係団体と連携して、期別交通安全運動期間中の交通安全運動や各種行事における啓発活動を行っている。市は当協会に交付金を交付することにより、協会が進める事業に対して財政的な支援を行っている。		昭和47年度～
18	保護司会活動	社会福祉課 社会福祉係	7 補助、助成	砂川地区保護司会砂川分区	保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動を支援することにより、犯罪行為の再発を防止するため、保護司会運営に係る経費の一部を補助する。		昭和36年度～
19	消費生活相談	市民生活課 生活交通係	8 委託	砂川市消費者協会	市民からの消費生活相談に的確かつ迅速に対応するため、専門的な研修を受講した相談員を配置できる砂川消費者協会に消費生活相談業務を委託している。開設時間は毎週月・火・木・金曜日の午前10時から午後3時までとし、市民からの消費生活に関する相談に対応し、情報提供や助言、事業者等との交渉などを行っている。		平成24年度～

◆まちづくりの分野2 医療・保健・福祉

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
1	がん市民講座	市立病院 地域医療連携課	1 共催	空知医師会	市民向けのがん啓蒙活動として年3回「がん市民講座」を開催している。平成24年度(第19回)から空知医師会と共催し、運営等の連携により内容の充実を図っている。	平成24年度は参加者61人	平成19年度～
2	市民健康フォーラム	介護福祉課 高齢福祉係	2 後援	NPO法人中空知・地域で認知症を支える会	NPO法人中空知・地域で認知症を支える会が主催する、認知症に関する啓発を行い認知症の介護及び治療に役立てることを目的とする市民健康フォーラムに対し、市として事業運営に協力している。	平成23年度の参加者は230人、平成24年度190人	平成16年度～
3	高齢者芸能交流大会	介護福祉課 高齢福祉係	2 後援	高齢者芸能交流大会 実行委員会	砂川市社会福祉協議会及び砂川市老人クラブ連合会が組織する高齢者芸能交流大会実行委員会が主催する、老人クラブ会員の芸能発表を通して豊かな老後と生きがいづくりに寄与する高齢者芸能交流大会に対し、市として事業運営に協力している。	平成23年度の参加者は383人	昭和49年度～
4	WAI・WAIキャンプ	介護福祉課 高齢福祉係	2 後援	砂川市社会福祉協議会	砂川市社会福祉協議会が主催する、高校生が社会福祉施設において高齢者や障がい者と共に生活することで社会福祉への理解を深め、ボランティア活動について考える機会を提供するWAI・WAIキャンプに対し、市として事業運営に協力している。	平成23年度の参加者は夏バージョン6人、冬バージョン3人	平成11年度～
5	砂川市社会福祉大会	介護福祉課 高齢福祉係	2 後援	砂川市社会福祉協議会、砂川市共同募金委員会	砂川市社会福祉協議会及び砂川市共同募金委員会が主催する、福祉関係者及び市民が一堂に会し、少子高齢化や社会的孤立など増大する地域課題について現状を見つめ直し、これからの社会福祉のあり方を考える砂川市社会福祉大会に対し、市として事業運営に協力している。	隔年開催、平成23年度の参加者は190人	昭和49年度～
6	町内会福祉活動研修会・町内会代表委員研修会	介護福祉課 高齢福祉係	2 後援	砂川市社会福祉協議会、砂川市町内会連合会	砂川市社会福祉協議会及び砂川市町内会連合会が主催する、誰もが安心・安全に暮らし続けられる地域社会の構築及び町内会福祉活動がより推進されることを目的とする町内会福祉活動研修会・町内会代表委員研修会に対し、市として事業運営に協力している。	平成23年度の参加者は176人、	平成7年度～
7	戦没者殉職者慰霊式	社会福祉課 社会福祉係	3 実行委員会、 運営協議会	砂川市社会福祉協議会、砂川市町内会連合会	戦争中に亡くなられた方々の慰霊を行い、この悲しい出来事を忘れないためにも、また、後世に語り継ぎ、次世代へ平和を誓うために市、社会福祉協議会、町内会連合会の三者合同で実行委員会を組織し開催している。	平成24度は44人の来賓、遺族が参列	昭和37年度～
8	砂川市高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会	介護福祉課 高齢福祉係	3 実行委員会、 運営協議会	砂川市老人クラブ連合会	砂川市老人クラブ連合会と砂川市により、砂川市高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会を組織し、健康づくりや仲間づくり、交流と生きがいの意識高揚を図ることを目的とする砂川市高齢者軽スポーツフェスティバルを開催するための企画・運営を行っている。介護福祉課が事務局となっている。	平成24年度の参加者は450人	平成16年度～ ※平成15年度までは砂川市高齢者スポーツ大会の事業名称で屋外実施していた
9	認知症疾患医療連携協議会	市立病院 地域医療連携課	3 実行委員会、 運営協議会	NPO法人中空知地域で認知症を支える会	当院は認知症疾患医療センターとしての本指定を受けていることから、空知全域を網羅するため、管内の保健所及び認知症ケア研究会等と連携を図り、地域の認知症に関する課題について協議、対応を図り、医療機関のネットワークの構築と認知症疾患に関する啓発事業に取り組んでいる。		平成24年度～
10	砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会	介護福祉課 介護保険係	4 委員会、審議会、 協議会	—	当協議会は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者、その他市長が必要と認める者からなる委員10人以内で構成し、高齢者が安心して生活できるための高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定や進行管理についての協議を行っている。		平成10年度～
11	砂川市立病院経営改善評価委員会	市立病院 管理課企画係	4 委員会、審議会、 協議会	—	当委員会は、市立病院が地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で、良質な医療を継続して提供できるよう、幅広い視点から検討していただくため、学識経験を有する者、本市の執行機関職員、その他市長が必要と認める者からなる6人で構成し、「市立病院改革プラン」に基づく実施状況について点検・評価するとともに、当院の経営改善に係る事項について評価・検討を実施し、経営健全化等を図っている。		平成22年度～
12	認知症を抱える家族の交流会活動	ふれあいセンター 保健係	6 情報・意見交換 10 協力、連携	砂川市認知症を抱える家族の会、砂川市地域包括支援センター、砂川市社会福祉協議会	認知症を抱える家族が、認知症を正しく理解し適切な対応ができるよう、また、精神的な介護負担の軽減を図ることができるよう、砂川市認知症を抱える家族の会が主催し、月1回ふれあいセンターで家族交流会を実施するとともに、研修会なども企画実施している。ふれあいセンター・地域包括支援センター・社会福祉協議会もアドバイザーとして参加し、情報提供や会の運営についての支援を行うとともに、新規ケースを家族会につなげる役割も担っている。	会員数 110人(賛助会員含む) 平成23年度 家族交流会 11回実施 参加人数 実25人 延148人、研修会2回実施。会報の発行 3回	平成19年度～
13	町内会連合会運営	社会福祉課 社会福祉係	7 補助、助成	砂川市町内会連合会	町内会相互の連帯を密にして親睦と融和を図るとともに、町内会会員の福祉向上に努め、明朗で健全なまちづくりに寄与する町内会連合会の運営に係る経費の一部を補助する。		昭和38年度～
14	福祉団体研修活動	社会福祉課 社会福祉係	7 補助、助成	—	福祉団体の研修に係る費用等(バス代等)を補助することにより、団体運営に係る経費の削減を図り、活動を促進させる。	平成23年度は8団体に補助	平成18年度～

◆まちづくりの分野2 医療・保健・福祉

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
15	ピアサポートセンター設置推進事業	社会福祉課 社会福祉係	7 補助、助成	社会福祉法人くろみ会	障害当事者が経験を生かして、他の障害者の地域交流や自己啓発などの社会参加の活動をサポートする事業者に対して、活動センターの設立等に要する経費を補助した。北海道障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して平成22年度にセンター設置に要する経費、平成23年度にセンターの活用を図るための経費を補助(10/10)した。		平成22～23年度
16	身体障害者福祉協会活動	社会福祉課 社会福祉係	7 補助、助成	砂川身体障害者福祉協会	身体障害者スポーツ大会への参加費用の一部を助成することにより、障害者の健康保持や増進、社会参加の促進を図る。		昭和40年度～
17	砂川総合福祉センター運営	介護福祉課 高齢福祉係	7 補助、助成	砂川市社会福祉協議会	福祉関係団体の活発な活動を支援するため、活動拠点である砂川総合福祉センターの運営管理経費を補助する。		昭和49年度～
18	老人クラブ運営	介護福祉課 高齢福祉係	7 補助、助成	各老人クラブ	高齢者の生きがいと健康づくり、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する活動を行っている老人クラブの運営費及び研修旅行経費(バス借上料金)を補助する。	平成23年度 23クラブ 会員1,231人	昭和43年度～
19	老人クラブ連合会運営	介護福祉課 高齢福祉係	7 補助、助成	砂川市老人クラブ連合会	高齢者の生きがいと健康づくり、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する活動を行っている老人クラブ連合会の運営費を補助する。		昭和43年度～
20	中空知・地域で認知症を支える会活動	介護福祉課 高齢福祉係	7 補助、助成	NPO法人中空知・空知で認知症を支える会	認知症の方や介護者を支える人材を育成することを目的として、認知症に関する啓発事業を行っているNPO法人中空知・地域で認知症を支える会の活動を支援するため、事業経費を補助する。	平成23年度実施事業 砂川市民認知症基礎講座(5回1クール) 受講者61人	平成23年度～
21	食生活改善推進事業	ふれあいセンター 保健係	7 補助、助成	砂川市食生活改善協議会、町内会、小学校PTA・放課後学校	市民の健康の保持促進を図るため、平成4年度から市が適宜食生活改善推進員養成講座を開催し、その後受講者が協議会を立ち上げ自主組織として活動を展開している。保健師や栄養士も加わり、砂川市の健康状況を伝えながら毎年の活動方針を定め、町内会や各種団体などで調理実習や講話を通して食生活改善の普及活動を実践している。活動資金として市から補助金を助成している。	会員数53人 平成23年度 地域健康づくり料理教室、お母さんのための料理教室、男の子の料理教室ほか	平成4年度～
			10 協力、連携				
22	ひまわり保育園施設管理	社会福祉課 児童家庭係	8 委託	南地区コミュニティセンター運営委員会	ひまわり保育園が南地区コミュニティセンターに併設していることから、当該施設の指定管理者である南地区コミュニティセンター運営委員会に園内の清掃、玄関の施錠・解錠、閉鎖後の園内巡回、敷地内雑草刈取り、玄関の除排雪等を委託している。		平成17年度～
23	学童保育所運営	社会福祉課 児童家庭係	8 委託	空っ子クラブ父母の会、北光竹の子ホームの会	保護者の就労等により保育に欠ける小学生に対して、遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に代わって指導員が保育することにより、児童の安全と健全な育成を図る。市内には4ヶ所の学童保育所があり、そのうち、空知太学童保育所及び北光学童保育所の運営を地域住民で組織する父母の会等に委託している。		平成16年度～
24	在宅老人配食サービス事業	介護福祉課 高齢福祉係	8 委託	砂川市社会福祉協議会	食事の準備が困難な65歳以上の高齢者等を対象として、食事の配達とボランティアによる声掛け安否確認を行う在宅老人配食サービス事業を砂川市社会福祉協議会へ委託し在宅生活を支援している。	平成23年度利用状況 利用者数62名、延食数7,161食	昭和61年度～
25	老人憩の家管理運営	介護福祉課 高齢福祉係	9 指定管理者制度	砂川市北光団地町内会、砂川市南吉野町内会長連絡協議会、砂川市石山団地町内会、砂川市宮川老人憩の家運営委員会、砂川市空知太老人憩の家運営委員会	高齢者及び地域住民の活動・交流の場となっている老人憩の家の管理運営について、地域の町内会等を指定管理者と指定し、地域住民が主体となって管理運営を行うとともに、利用の促進を図っている。 ※老人憩の家 5箇所(北光、南吉野、石山、宮川、空知太老人憩の家)		昭和44年度～ ※指定管理者制度は平成18年度より実施
26	がんサロン	市立病院 地域医療連携課	10 協力、連携	—	がん患者やその家族(ピアサポーター)が中心となって企画・立案を行い、病院職員が協力する形で「がんサロン」を開設した。「がんサロン」はピアサポーターが進行役となり、がん患者やそのご家族が、心の悩みや体験を語り合い、当院がん専門スタッフも参加し、参加者の悩みに対応している。月1回第2火曜日に開催。	ピアサポーターとは、同じ立場の人がサポートすることで、現在は7人登録	平成24年度～
27	介護予防教室(地域開催)	ふれあいセンター 保健係	10 協力、連携	町内会、民生児童委員、老人クラブ、砂川市地域包括支援センター、砂川市社会福祉協議会、いきいき運動推進員、砂川市食生活改善協議会	今までふれあいセンターで年2クール行っていた介護予防教室の1クールを、地域のコミュニティセンターで開催している。開催にあたり、会場周囲の町内会役員や民生児童委員などから地域の高齢者の実態を教えてもらいながら、教室の対象者把握につなげたり、教室開催の呼びかけを依頼しているとともに教室に参加してもらいつつ、教室終了後のサロンづくりにつなげていけるような事業展開をしている。	平成23年度そらっぶセンターで12回実施、参加者 実35人 延373人	平成23～25年度

◆まちづくりの分野2 医療・保健・福祉

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
28	いきいき運動推進事業	ふれあいセンター 保健係	10 協力、連携	いきいき運動推進員、 町内会、老人クラブ、 砂川市地域包括支援 センター、砂川市社会 福祉協議会、NPO法 人ゆう	可能な限り高齢者が地域において自立した生活が送れるよう、閉じこもり予防や運動機能の向上など図るため、地域のリーダーとなって介護予防を推進してくれる「いきいき運動推進員」を養成。養成講座終了後は、「いきいき運動推進員」として市に登録、市の要請に基づき各地域で介護予防に有効な運動やレクリエーションなどを行ってもらう。活動場所としては、老人クラブ・町内会・サロン事業など、高齢者が集まる機会を活用している。	いきいき運動推進員登録数 16人 平成23年度 13カ所、実施延回数 123回、参加延人数 2,871人	平成18年度～
29	砂川市立病院病院祭	市立病院 管理課庶務係	10 協力、連携	病院ボランティア、滝川保健所、日本赤十字社、薬剤師会	地域に愛され貢献する病院を目指し、地域の皆さんとのふれあいや市立病院に対する理解を深めていただき、より信頼され期待される病院づくりを行うため、病院ボランティアや関係機関などと協力し、医療に関する展示や体験、相談等の各種コーナーを設けるなどして、病院祭を実施している。	平成23年度の来場者は約1,100人	平成23年度～
30	ファミリーサポートセンター事業	社会福祉課 児童家庭係	10 協力、連携	ファミリーサポートセンター協力会員・依頼会員	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員登録制の相互援助組織をつくり、地域における子育て支援環境づくりを図る。	平成24年8月現在で協力会員13人、依頼会員20人が登録	平成23年度～
31	市立病院ボランティア活動	市立病院 地域医療連携課	10 協力、連携	—	より健やかに思いやりのある病院をつくるために、市民ボランティアの協力を得て、外来患者さんの受診支援や患者図書室の図書整理を行っている。	平成24年8月現在で13人登録	平成16年度～

◆まちづくりの分野3 教育・文化・スポーツ

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
1	アメニティ・タウンすながわマラソン大会	スポーツ振興課 振興係	1 共催 3 実行委員会、 運営協議会	NPO法人ゆう	「北海道子どもの国」を活用して参加者の健康づくりと市の活性化に資するため、子どもの国周辺に各種コース(10km、5km、3km、親子ペア)を設け、子どもから高齢者まで各世代で楽しめる、NPO法人ゆう主催のアメニティ・タウンすながわマラソン大会に対して、市として共催という立場で事業実施を支援するほか、スポーツ振興課が大会実行委員会の一員として事業運営に協力している。	平成24年度の参加者は387人	昭和63年度～
2	青少年健全育成市民のつどい	社会教育課 社会教育係	1 共催 4 委員会、審議 会、協議会	砂川市青少年問題協 議会、砂川市PTA連 合会	市長、市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者により組織された青少年問題協議会が、「青少年健全育成市民のつどい」を主催している。青少年育成に深く関わる関係者が、つどいを通じて一体となって市内の青少年教育の推進を図っている。社会教育課は、協議会の事務局となっている。		昭和58年度～
3	全道中学生剣道錬成大会運営	スポーツ振興課 振興係	1 共催 7 補助、助成	砂川剣道連盟、北海 道剣道連盟	はまなす国体を記念して、平成2年から全道中学生剣道大会を招致し、団体開催種目である剣道を普及推進するとともに、砂川市の知名度及び活性化に寄与するため、市として共催という立場で事業実施を支援するほか、開催に必要な経費を補助している。	平成23年度の参加者数は942人	平成2年度～
4	街頭餅つき	消防総務課 消防団係	2 後援 10 協力、連携	砂川もちつき保存会	昭和44年、郷土伝承文化を守るため砂川もちつき保存会が設立され、砂川消防団などの協力を得ながら、市民の「無火災・無災害」を願い、「街頭餅つき」を行っている。毎年12月には市内5カ所を巡回し、掲ぎあがった餅を「安全餅」として多くの市民に配り、安全社会の啓蒙を目的に活動を行っている。砂川消防署が事務局となっており、平成20年には、砂川市無形民俗文化財第1号の指定を受けている。		昭和44年度～
5	ジャリン子夏祭り	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 7 補助、助成	砂川市子ども育成 団体連絡協議会	地域子ども会により子ども育成団体連絡協議会を組織し、ジャリン子夏祭りを主催しており、ステージイベントや遊びのコーナーの企画運営は、子ども会リーダーが主体となっている。子ども会に所属する子どもたちが一堂に会し、遊びや体験活動を通じて、文化や集団のあり方、公衆道徳などを学ぶ事業となっている。社会教育課は、協議会の事務局となっている。		平成13年度～
6	市民文化祭	社会教育課 文化学習係	3 実行委員会、 運営協議会 7 補助、助成	市民文化祭実行委員 会	市内で活動する文化団体で実行委員会を組織し、文化活動を行っているすべての市民が、日頃の活動の成果を発表する場として市民文化祭を開催し、多くの人々に鑑賞してもらうことで、会員の技術面や活動意欲の向上を図り、一般市民の文化活動への関心を高めている。社会教育課は、実行委員会の事務局となっている。		平成18年度～
7	ジャリン子ふれあい体験学習	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	すながわ子どもセン ター協議会、砂川ロー タークラブ、砂川更 生保護女性会	各団体が連携協力して協議会を組織し、地域における様々な四季の自然体験活動を通じ、親子での関わりや家庭の教育力推進を図り、子どもたちのたくましく「生きる力」を育む事業を行っている。社会教育課は、協議会の事務局となっている。		平成13年度～
8	ジャリン子七夕	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	ジャリン子七夕実行委 員会(すながわスイー トロード協議会、砂川 ロータークラブ、すな がわ子どもセンター協 議会他 全8団体)	各団体が連携・協力して実行委員会を組織し、七夕事業を通じて、子どもの安心安全な居場所や文化・風習を学ぶ機会の提供、地域の多くの人と交流する機会を設けている。		平成19年度～
9	ジャリン子ハロウィーン	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	ジャリン子ハロウィーン 実行委員会(すなが わスイートロード協議 会、すながわ子どもセ ンター協議会、放課 後子ども教室運営委 員会他 全7団体)	各団体が連携・協力して実行委員会を組織し、ハロウィーン事業を通じて、子どもの安心安全な居場所や文化・風習を学ぶ機会の提供を行い、子どもたちが地域の多くの人と交流している事業。		平成19年度～
10	放課後子ども教室	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	放課後子ども教室運 営委員会	実施学校教頭、放課後学校指導員、学童保育指導員で運営委員会を組織し、地域に居住する子どもたちを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施。地域ボランティアと社会教育課職員が一緒に運営にあっている。社会教育課は、運営委員会の事務局となっている。		平成19年度～
11	国際交流ふれあい事業	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	国際交流ふれあい委 員会	市民有志により委員会を組織し、地域の方々や保護者が協力して、異国、異年齢、異世代、親子が様々な体験学習や文化交流を通して、子どもたちの国際性を育む事業を行っている。社会教育課は、委員会の事務局となっている。		平成13年度～
12	青少年指導センターの活動	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	砂川市青少年指導セ ンター(校長会、各小 中高校、砂川警察 署、教育委員会で組 織)	児童生徒の健全育成及び非行防止並びに安全確保を図るため、指導センターを核として校内外の生徒指導に係る状況等について情報の共有化を図るとともに、緊急時における迅速な対応ができる体制づくり等の活動を実施。現在、指導センター推進員会議、祭典時における巡視活動(市内小中高校のPTA及び砂川警察署が協力)、子ども110番の家との連携(地域住民や企業等が協力)などを行っている。社会教育課は、指導センターの事務局となっている。		平成14年度～
13	あいさつ運動	社会教育課 社会教育係	3 実行委員会、 運営協議会 10 協力、連携	あいさつ運動推進委 員会(PTA連合会、 町内会連合会、老人 クラブ連合会、子ども 会育成団体連絡協 議会、民生児童委員 協議会、校長会、砂川 高校、教育委員会)	青少年の健全育成に向け、心通い合うまちづくりを目指し、あいさつ運動推進委員会を組織し、市内各所で各団体が連携・協力してあいさつ運動を啓発展開し、心豊かな子どもの育成に努めている。社会教育課は、委員会の事務局となっている。	平成23年度は51 団体、延4,714人 の参加	平成12年度～

◆まちづくりの分野3 教育・文化・スポーツ

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
14	学校評議員設置事業	学務課 学校教育係	4 委員会、審議会、協議会	—	開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員各校5名(保護者、町内会員、民生委員、PTA会員、元教職者等々から選任)を委嘱し、各校で年1〜3回評議員会を開催。児童・生徒の安全確保や学習指導方法、学校運営等様々な事柄について意見交換がなされる。		平成15年度～
15	砂川市学校給食センター運営委員会	学校給食センター 管理係	4 委員会、審議会、協議会	小中学校校長会、小中学校教頭会、市PTA連合会、学校薬剤師会	学校教育に関係する者からなる委員11人以内で委員会を構成し、学校給食用物資の購入、献立、調理方法、給食費の決定、徴収方法及びその他学校給食センターの運営について、教育委員会の諮問に応じる。	年2回以上開催	昭和40年度～
16	生涯学習市民の集い	社会教育課 社会教育係	4 委員会、審議会、協議会 10 協力、連携	砂川市社会教育委員の会議	校長会、団体の代表者、学識経験者、家庭教育に関係する者15人で組織されている社会教育委員の会議が企画・運営にあたり、様々な体験活動を市民に提供している。各年齢層の参加者が砂川市の生涯学習の現状やその楽しさを知ること、自らが積極的に学習活動に取り組むよう意識付を行い、これからの砂川市における生涯学習をより一層推進している。		平成18年度～
17	郷土研究会補助	社会教育課 文化学習係	7 補助、助成	砂川市郷土研究会	郷土砂川の歴史を後世に残すため、郷土研究誌を発行する砂川市郷土研究会に対し補助を行っている。		昭和30年度～
18	体育施設管理運営	スポーツ振興課 振興係、海洋センター管理係	7 補助、助成 9 指定管理者制度	NPO法人ゆう	市民の体位向上とスポーツ(海洋性スポーツも含む)の振興に資するために設置している体育施設の管理運営について、NPO法人ゆうを指定管理者に指定し、管理運営体制の充実と施設の有効利用を図っている。また、指定管理者が実施する体育振興事業及び施設管理運営に係る経費について補助金を交付している。	体育施設 総合体育館、海洋センター・艇庫、屋外体育施設(野球場、陸上競技場、テニスコート、北館フウンド、弓道場)	平成21年度～
19	地域交流センターの管理運営	社会教育課 社会教育係	9 指定管理者制度	NPO法人ゆう	地域交流センターについては、NPO法人ゆうを指定管理者に指定し、市との協定に基づき、NPO法人ゆうが管理運営を行っている。		平成18年度～
20	公民館の管理運営	公民館	9 指定管理者制度	NPO法人ゆう	公民館については、NPO法人ゆうを指定管理者に指定し、市との協定に基づき、NPO法人ゆうが管理を行っている。		平成21年度～
21	石狩川河川敷サッカー場維持管理	土木課 維持係	10 協力、連携	砂川サッカー協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、石狩川河川敷サッカー場(子どもの広場)の草刈り、土均しについて利用団体に作業協力をお願いし、その作業に必要な機械の貸し出しや燃料等の原材料を支給している。		平成14年度～
22	石狩川河川敷パークゴルフ場維持管理	土木課 維持係	10 協力、連携	砂川パークゴルフ協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、石狩川河川敷パークゴルフ場のゴミ拾い・施設巡視・軽作業について利用団体に作業協力をお願いし、その作業に必要な原材料を支給している。		平成6年度～
23	日の出公園 多目的広場(ゲートボール場)維持管理	土木課 維持係	10 協力、連携	砂川ゲートボール協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、日の出公園多目的広場(ゲートボール場)の雑草駆除・土均しについて利用団体に作業協力をお願いしている。		平成15年度～
24	小学校スキー授業支援事業	学務課 学校教育係	10 協力、連携	砂川スキー連盟	小学校の教育課程に基づいたスキー授業に際し、ボランティア講師として指導する教員の補佐的協力をいただいている。		平成15年度～
25	子ども110番の家事業	学務課 学校教育係	10 協力、連携	—	児童生徒の安全確保を目的とし、PTA役員宅、町内会長宅、民生委員宅、商店、事業所等で登録の協力をいただける方を市教委で指定し、子どもが身の危険を感じた時など緊急時に駆け込みできる場所を確保する。 ・子ども110番の家マップを作製し全児童生徒、地域住民に周知する。 ・子ども110番の家の看板を掲げただけ、子どもが認識できるよう目印とするとともに抑止の効果も図る。 ・不審者情報を共有し安全確保の充実を図る。	平成24年度は196件指定	平成13年度～
26	家庭教育サポート企業	社会教育課 社会教育係	10 協力、連携	市内企業等	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と連携を深め、家庭教育の推進を図っている。企業の取り組みとしては、職場見学・職場体験の実施、地域行事への協力・支援、学校行事への参加促進、安全安心な地域づくりへの協力などを行っており、教育委員会からは、主に情報提供を行っている。	参加企業は現在72社	平成23年度～
27	郷土資料室ボランティア活動	社会教育課 文化学習係	10 協力、連携	—	郷土資料に対して熱意や知識・技能などを有する市民ボランティアの協力を得て、資料整理などを行っている。	平成24年8月現在で5人登録	平成17年度～

◆まちづくりの分野3 教育・文化・スポーツ

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
28	少年スポーツ教室開催事業	スポーツ振興課 振興係	10 協力、連携	砂川市体育協会、砂川市スポーツ少年団	砂川市体育協会及びスポーツ少年団と連携協力し、子どもたちへのスポーツ体験の場や知識・技術の習得活動を通じて心身の健全育成を図るため、4種目の少年団にスポーツ教室の開催をお願いするとともに、謝礼を支出している。	少年スポーツ4教室(軟式野球、剣道、ミニバスケット、サッカー)	S51年度～
29	体育振興事業及び指導事業	スポーツ振興課 振興係	10 協力、連携	砂川市スポーツ推進委員会	スポーツ推進事業の充実に資するため、各種スポーツに精通している市民委員10人で組織するスポーツ推進委員の会議において、年間事業の検証や体育館の有効利用について意見交換を実施するほか、連携して各種事業を実施している。	H23年度 2回開催(4,9月) 事業 ウォーキング推進事業(H11年度～)、親子わいわいすぼーつらんど(H7年度～)、体力テスト(S55年度～)、ゆったりノルディックウォーキング教室(H21年度～)、歩くスキー教室(H23年度～)	昭和37年度～
30	ヨット・カヌー試乗会	スポーツ振興課 海洋センター管理係	10 協力、連携	砂川ヨット・カヌー協会、スポーツ推進協力員、NPO法人ゆう	子どもたちの体力及び生きる力を育むとともに海洋性スポーツの普及を図ることを目的に、砂川ヨット・カヌー協会、スポーツ推進協力員、NPO法人ゆうの全面的な協力を得ながら、「北光公園」において、ヨット・カヌーの試乗会を開催し、基本的な技術指導を行っている。	平成24年度の参加者は686人(緑と花の祭典と併催)	昭和53年度～
31	図書館ボランティア活動	図書館 管理係	10 協力、連携	—	個人やサークルなど市民ボランティアの協力を得て、読み聞かせなど子ども読書活動の推進や図書資料の修繕・製本などを行っている。	平成24年8月現在でサークル2団体、9人登録	平成3年度～
32	保護者が考えた献立に基づく給食	学校給食センター 管理係	10 協力、連携	小中学校、小中学校PTA	学校給食の献立を家庭の食事に近づけることで、児童生徒にとって身近な学校給食を実施し、保護者にも学校給食についてより深く理解してもらうため、各学校で年1～2回、PTA献立委員会等と栄養教諭が作成した献立による給食を提供している。		平成10年度～

◆まちづくりの分野4 都市基盤

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
1	すながわ移住定住促進協議会	広報広聴課 企画調整係	3 実行委員会、 運営協議会	—	移住定住促進事業の取り組みの中心を担い、移住希望者に対する情報提供やお試し暮らし体験者への支援を実施する。当協議会は、町内会連合会、商工会議所青年部、JC、商店会連合会等や市経済部、建設部の職員など22人で構成し、広報広聴課が事務局となっている。情報宣伝、受入体制、生活支援部会の3部体制として、部会ごとに取り組みを進め、移住に対する情報宣伝活動、お試し暮らしのPR、お試し体験者との交流を中心に事業を実施している。		平成18年度～
2	砂川市内流雪溝管理運営	土木課 管理係	3 実行委員会、 運営協議会	砂川市内流雪溝管理 運営協議会	流雪溝を利用している各町内会の役員で砂川市内流雪溝管理運営協議会を構成し、正しい利用を図るため、投雪時間の徹底を促す流雪溝だよりの配布、投雪中の事故防止のための見廻りを実施している。土木課が事務局となっている。		昭和57年度～
3	緑化推進事業(緑と花の祭典)	土木課 都市計画係	3 実行委員会、 運営協議会 7 補助、助成	緑あふれる公園都市 推進市民会議(砂川 市町内会連合会他 全15団体)	昭和49年9月の「緑化都市宣言」に基づき、緑化に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、商工会議所や町内会連合会など市民団体と連携・協力して緑あふれる公園都市推進市民会議を組織し、市民がイベントを楽しみながら緑との交流を深めるため、「すながわ緑と花の祭典」を毎年5月第3日曜日に開催している。土木課は市民会議の事務局となっている。	平成24年度 緑と花の祭典 来園者は約8千人	昭和50年度～
4	花いっぱい運動(フラワーロード)	土木課 都市計画係	7 補助、助成 10 協力、連携	植樹樹植栽団体(南 吉野団地町内会他 全18団体)、花の苗配 布団体(全25箇所中 配布市民団体は正和 商店街他9団体)	「花をとおし緑化意識の高揚をはかり、美しい景観をもつまちづくりを進めるにあたり、地域活動やボランティア活動は地域活性化につながることから、市民参加による「花いっぱい運動」として、身近にある公共施設として道路の植樹樹に、町内会・子供会・老人クラブ等の任意団体によって、年間を通し植栽・維持管理を行う植樹樹植栽事業及び公共施設、学校、商店街等に「花の苗」を配布し、施設周辺の緑化を図る花の苗配布事業を行っている。	平成24年度の植樹樹植栽事業は18団体(約2,250㎡)、花の苗配布事業は公共施設、学校、商店街等25箇所に植花	平成13年度～
5	団地駐車場管理	建築住宅課 住宅係	8 委託	各団地自治会、駐車 場管理組合	団地駐車場について、入居者からの使用に関する問い合わせの対応、駐車場内の巡回・日常点検及び清掃の実施など駐車場の管理に関して、それぞれの団地自治会または、駐車場管理組合に委託している。		平成13年度～
6	団地集会所管理	建築住宅課 住宅係	8 委託	各集会所管理運営協 議会	団地集会所の管理について、地域住民の自主活動の活性化に寄与するため、地元町内会、老人クラブ、団地自治会等で構成される管理運営協議会に対し、各集会所の管理運営について委託している。運営経費については、集会所使用料等の収入で賄われている。なお、施設の維持管理については、小破修繕を管理運営協議会が行い、それ以外の修繕は市が行っている。	委託料なし 東町団地集会所(昭和57年4月～)、宮川中央団地集会所(昭和58年10月～)、すずらん団地集会所(平成2年12月～)、三砂団地集会所(平成7年4月～)	昭和57年度～
7	南1丁目線 道路清掃ボラ ティア	土木課 管理係	10 協力、連携	砂川建設協会	8月10日の「道の日」に合わせ、毎年8月第1土曜日に市道南1丁目線の東1線から道道芦別砂川線までの区間で雑草駆除、ごみ拾い等について、砂川建設協会の主催で道路清掃ボランティア活動を行っている。道路清掃は、お盆の墓参りに来る方に気持ち良く道路をよりよくもらうために実施しており、市長をはじめ市職員も参加協力している。	平成24年度の参加者は砂川建設協会56人、市役所24人	平成18年度～
8	街区公園維持管理	土木課 維持係	10 協力、連携	晴見町内会、石山団 地町内会、空知太す みれ町内会、宮川団 地町内会、吉野第1町 内会他(全13団体)	地域住民に親しまれる公園となるよう、町内会等に市が管理している街区公園の草刈り、清掃等の管理について協力をお願いし、その奉仕活動に対して謝礼を支出している。	平成23年度協力団体は13団体	平成17年度～
9	砂川市道路愛護事業	土木課 維持係	10 協力、連携	空知太すみれ町内会 道路愛護組合、空知 太第1町内会道路愛 護組合、空知太第5 町内会道路愛護組 合、一の沢町内会道 路愛護組合	地域住民や町内会により道路愛護組合を組織し、市道の草刈り等を行っていただいております、その奉仕活動に対して報償を支出している。	平成23年度協力団体は4団体	昭和46年～
10	砂川市河川愛護事業	土木課 維持係	10 協力、連携	宮下第1町内会河川 愛護組合、宮下第2 町内会河川愛護組 合、袋地河川愛護組 合	地域住民や町内会により河川愛護組合を組織し、河川の草刈り等を行っていただいております、その奉仕活動に対して報償を支出している。	平成23年度協力団体は3団体	昭和46年度～
11	公営住宅敷地内草刈等作業 奨励事業	建築住宅課 住宅係	10 協力、連携	各団地自治会	団地環境を維持する一環として、公営住宅等入居者で構成する自治会が、自主的に草刈作業を行う活動に対して草刈り機等を貸与するとともに奨励金を支払っている。	宮川中央団地(平成20年度～)、南吉野団地(平成21年度～)、三砂ふれあい団地2号棟(平成20年度～)、石山団地(平成23年度～)	平成20年度～

◆まちづくりの分野5 産業振興

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
1	中小企業勤続従業員顕彰式	商工労働観光課 企業労政係	1 共催	砂川商工会議所	市内中小企業に永年勤務した従業員に対し、商工業の発展に寄与してきたことに対する謝意を表すと共に、勤労意欲の向上を目的として、砂川商工会議所との共催により、顕彰式を毎年11月に開催し、市長感謝状を贈っている。		昭和45年度～
2	北海道義士祭	商工労働観光課 商工観光係	2 後援	北海道義士会	北泉岳寺に建立する赤徳47義士の義士道精神を後世に伝えるとともに、冬の北海道の祭りとして地域の活性化に寄与することを目的として、墓前法要や市内義士パレード、福祉施設への慰問等を行っている。市は当行事を後援することにより、市職員も義士パレードへの参加やボランティア協力するなど事業活動を支援している。		昭和31年度～
3	砂川冬のフェスティバル	商工労働観光課 商工観光係	2 後援	砂川冬のフェスティバル実行委員会(砂川観光協会、砂川建設協会、砂川ライオンズクラブ他 全16団体)	冬の砂川の一大イベントとして観光客の増加と商店街をはじめ地域の活性化を図ることを目的に、砂川商工会議所、砂川観光協会、砂川商店会連合会、砂川建設協会等で組織する実行委員会により行われている砂川冬のフェスティバルに対し、市は支援団体として後援することにより事業運営に協力している。		昭和62年度～
4	オールジャパンジムカーナ	商工労働観光課 商工観光係	2 後援	オールジャパンジムカーナ大会組織委員会	オールジャパンジムカーナは、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認の国内競技であり、イベントの開催で地域の活性化を図ることを目的にオートスポーツランドスナガワで開催されているモータースポーツである。大会には、地元商店による出店も行われており、市が事業後援をすることで地域振興につなげている。	平成24年度の来場者は約1,000人	平成元年度～
5	北海道ダートスペシャルinスナガワ	商工労働観光課 商工観光係	2 後援	AG、メンバーズ スポーツクラブ北海道	北海道ダートスペシャルinスナガワは、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認の国内競技であり、イベントの開催で地域の活性化を図ることを目的にオートスポーツランドスナガワで開催されているモータースポーツである。大会には、地元商店による出店も行われており、市が事業後援をすることで地域振興につなげている。	平成24年度の来場者は約1,600人	昭和63年度～
6	ラブ・リバー砂川夏まつり(ジャリン子七夕・花火大会)	商工労働観光課 商工観光係	2 後援	砂川夏まつり実施本部	当事業は、各種団体等が相互に連携し、夏まつりとしての賑わいを創出し、郷土の祭りとしてより一層発展することを目的に、砂川観光協会を中心とした市内の関係団体で組織する砂川夏まつり実施本部が実施している。市は事務局として関わっているほか、納涼花火大会に係る経費の一部を補助することにより、観光客の増加と地元商店街に対する経済波及効果の向上のため支援を行っている。	平成24年度の観光客は約21,000人	平成7年度～ ラブ・リバー砂川夏まつり 平成4年度～ 納涼花火大会補助金
			3 実行委員会、 運営協議会				
			7 補助、助成				
7	すながわスイートロード協議会	商工労働観光課 商工観光係	3 実行委員会、 運営協議会	—	当協議会はお菓子の魅力を活用した「砂川のイメージアップと市内外の消費者誘致」、「地域の人々が自慢できる砂川づくり」を目的に設立された団体で、菓子組合をはじめ、農・商・工団体やNPO、社会福祉法人など広範囲に及ぶ団体で組織され、「お菓子作り体験事業」、「企画事業」、「スイーツフェスタ事業」を柱とする各種事業活動を行っている。商工労働観光課が事務局となっている。		平成13年度～
8	砂川市中心市街地活性化協議会	商工労働観光課 商工観光係	3 実行委員会、 運営協議会	—	当協議会は、まちなか交流人口の増加と商店会の組織強化を図り、経済波及効果の創出を目指すことを目標として、商工会議所や商店会連合会などと連携・協力して協議会を組織し、中心市街地活性化のための各種事業を行っており、市では事業が円滑に進むよう補助を行っている。なお、当協議会は、平成18年、砂川市中心市街地活性化基本計画における法定協議会として設立したが、平成24年9月、認定計画満了に伴い、任意協議会として活動を継続している。	平成18年度～	
			7 補助、助成				
9	商業街路灯の維持	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	商業街路灯を設置・維持する団体	中心市街地の商業環境の整備と活性化を図るため、商業街路灯を設置・維持する団体に対して、設置費の50%以内、維持費の100%以内を補助する。	平成24年度、商業街路灯を維持する団体は12団体	平成17年度～
10	砂川市TMO事業活動	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	砂川「もっと花いっぱい運動」推進協議会	中心市街地活性化基本計画および砂川市TMO構想に沿った事業を展開する協力団体に対し、事業費の一部を補助する。例年、中心市街地商店主等が構成員となっている砂川「もっと花いっぱい運動」推進協議会が行う植樹への植花活動に対し補助を行っている。		平成17年度～
11	商工会議所運営	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	砂川商工会議所	商工業の振興や地域の発展に資することを目的に、各種事業を行っている当会議所に対し、市が運営経費の一部を補助することにより、円滑な事業展開と市内中小企業者の経営安定につながるよう支援している。		昭和27年度～
12	観光協会運営	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	砂川観光協会	砂川市の観光事業の健全な発展と振興を図るため、市民、市民団体および事業者等が連携調整して地域経済の発展と生活文化の振興に取り組んでいる当協会に対し、市が運営費および事業費の一部を補助することにより、本市の賑わいや地域活性化が図られるよう支援している。		平成11年度～
13	中小企業等振興事業	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	中央商店街盆踊り実行委員会、朝日商店会、砂川お祭り広場実行委員会	中小企業又は商店街団体が行う地域住民とのふれあいを深める活性化事業に対して助成を行っている。平成24年度は、中央商店街盆踊り大会、あさひサマーフェスティバル、砂川お祭り広場が開催された。		昭和49年度～
14	プレミアム商品券発行事業	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	砂川商工会議所	年末商戦に合わせ、平成20年度から砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより、地元商店街での消費活動を促し商工業活性化を図っている。		平成22年度～

◆まちづくりの分野5 産業振興

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
15	商店会連合会商品券発行事業	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	砂川商店会連合会	砂川商店会連合会が実施する「夏のトリプルチャンス抽選会」及び「ウインターチャンスセール」において、利用店舗を同会加盟店に限定した商品券の発行事業に対して、その経費の一部を補助することにより、商店街の直接的購買行動を促し、地域経済の活性化を図る。		平成23年度～
16	農工商連携促進事業	商工労働観光課 商工観光係	7 補助、助成	砂川商工会議所ご当地グルメ研究会	農林業者及び商工業者間の連携を図り、砂川市の優れた資源を活用して新商品を開発する地元事業者に対し補助金を交付することにより、地域経済の活性化と地域産業の振興を支援する。		平成24年度～
17	シルバー人材センター支援事業	商工労働観光課 企業労政係	7 補助、助成	シルバー人材センター	定年退職後等に臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、仕事を提供することにより、生き甲斐創出、社会参加の促進、地域の活性化といった高齢者福祉の増進を図っている砂川市シルバー人材センターの機能強化と、これを支える自主的運営基盤の確立のため、運営費の助成を行っている。		平成7年度～
18	労働振興活動支援事業	商工労働観光課 企業労政係	7 補助、助成	砂川地区連合会	労働者の諸権利を確立するために活動する団体として、15労働組合で組織している砂川地区連合会に対し、活動経費の一部を支援することにより、市内労働者の活動や労働者福祉の維持・向上を図っている。		平成6年度～
19	農地・水保全管理支払事業	農政課 農政係	7 補助、助成	富平、豊沼、焼山、空知太西、吉野・宮城の沢・鶯地区資源保全隊	農村地域の高齢化・過疎化による集落機能の低下を防止するため、町内会組織等と共同での農地や水、環境の保全活動を支援することにより、農村地域の多面的機能の保全、集落組織の機能向上を図る。事業主体は、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会で、協議会が各組織へ交付金を交付。砂川市は、協議会へ負担金を支払う。(交付金の25%)		平成19年度～
20	買物駐車場管理	商工労働観光課 商工観光係	8 委託	砂川市買物駐車場管理協議会	市街地での買物等の利便向上を図るため、地域の町内会・新砂川農協等で組織する砂川市買物駐車場管理協議会に砂川市買物駐車場(東1条南1丁目25-1)の管理を委託している。 ・同駐車場を買物客用として利用させること ・利用時間外の駐車車両の退去と駐車場閉鎖 ・駐車場内の除排雪		平成13年度～
21	一の沢駐輪場維持管理	農政課 農政係	8 委託	一の沢町内会	一の沢地区にある一の沢駐輪場の維持・管理を委託することにより地域住民の地域活動の活性化に寄与する。		平成19年度～
22	砂川市ふるさと活性化プラザ管理	商工労働観光課 商工観光係	9 指定管理者制度	砂川ハイウェイオアシス管理(株)	砂川市ふるさと活性化プラザの管理運営について、砂川ハイウェイオアシス管理(株)を指定管理者に指定し、団体と市との協定に基づき、維持管理、使用許可、料金收受等を行っている。		平成19年度～
23	北吉野コミュニティセンター管理	農政課 農政係	9 指定管理者制度	砂川市北吉野コミュニティセンター運営協議会	地元住民及び町内会等により組織された運営協議会に施設の管理をさせることにより、地域住民の自主活動の活性化に寄与する。		平成18年度～
24	国道一直線商店街花いっぱい運動	商工労働観光課 商工観光係	10 協力、連携	砂川商店会連合会	当事業は、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、美しいまちの創出を目的に北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、国道沿いの植樹樹に植花作業を行っている。砂川市は商工会議所と共同して花の配布や抜根作業にあたっている。		平成14年度～

◆まちづくりの分野6 市民参画・コミュニティ・行政運営

No.	事業(活動)の名称	担当部署	協働の形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間
1	砂川市新年交礼会	広報広聴課 秘書係	1 共催	砂川商工会議所、砂川建設協会	市民が一堂に会し、年頭の挨拶を交換するとともに新年をお祝いする会を、市、商工会議所、建設協会の三者で合同開催している。	平成24年は参加者266人	平成12年度～
2	NPO法人ゆう自主事業	総務課 庶務係	2 後援	NPO法人ゆう	当法人は、砂川市地域交流センターを通じ、世代間交流、子ども中心の参加型文化創造の展開、市街地活性化に寄与するため参加型文化創造事業であるオリジナル芸術作品をメイン事業として、交流と賑わいをもたらす事業を積極的に展開しており、市としてその事業運営に協力している。		平成18年度～
3	砂川市明るい選挙推進委員会	選挙管理委員会	3 実行委員会、運営協議会	砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、新砂川農協女性部、砂川市町内会連合会、砂川市防犯協会他(全14団体)	市内各種14団体の代表者が委員となり、選挙が実施される際に会議を開催し、臨時啓発活動の企画・実施を行っている。		昭和39年度～
4	砂川市行政改革推進委員会	総務課 職員係	4 委員会、審議会、協議会	—	市長の諮問に応じ、社会変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向けた計画的な行財政改革の推進について調査及び審議する。委員構成は条例で9人以内と規定されており、平成11年度当初から市民にも負担を求める内容を審議いただくために、学識経験者、公的団体の代表者、市長が必要と認めた者のほか、一般公募枠も取り入れて、幅広く各層から意見を求められるように任期を2年と定め委嘱している。		平成11年度～
5	砂川市協働のまちづくり指針策定協議会	まちづくり協働課 まちづくり協働係	4 委員会、審議会、協議会	—	当協議会は、市民の様々な立場にたつて、幅広い視点から検討していただくため、学識経験を有する者、地域活動団体関係者、その他市長が認める者からなる市民委員10人で構成し、「砂川市協働のまちづくり指針」の策定に関わる協働のあり方や方向性について調査審議を行い、市長へ提言する。		平成24年度
6	町内会連合会と市理事者との懇談会	広報広聴課 広報広聴係	5 懇話会、懇談会等	砂川市町内会連合会	町内会連合会が各町内会が抱える課題の解消に向け、市理事者と懇談を行い、身近な課題の解決に向けて意見交換する。町内会連合会からの要望事項に関して、懇談を行うとともに、今後の事業実施などに活用している。	平成23年度は29町内会からの道路、環境衛生、防犯交通安全、その他の4分野、12項目、125件の要望事項について懇談を実施	平成13年度～
7	砂川市協働のまちづくり懇談会	まちづくり協働課 まちづくり協働係	5 懇話会、懇談会等	—	協働の担い手となる、市民、町内会、地域活動団体等と市長が懇談を行い、現状や課題、連携や協力のあり方等について意見交換をすることで、相互理解を図り、課題の解決策などを検討する。	平成23年度は5団体と実施	平成23年度～
8	会館建設事業	総務課 庶務係	7 補助、助成	会館又は集会所を建設しようとする町内で組織する団体	地域住民活動を促進し、住民福祉の向上を図るため、町内で組織する団体が建設する会館又は集会所に補助金を交付している。建設予定年の前年11月30日までに補助金交付申請書を市へ提出し、その申請により基準に該当した時は限度額の範囲内で2/3以内を補助している。		昭和44年度～
9	コミュニティセンターの管理運営	市民生活課 生活交通係	9 指定管理者制度	そらっぶセンター運営委員会、東地区コミュニティセンター運営協議会、南地区コミュニティセンター運営協議会	市が設置する北地区・東地区・南地区コミュニティセンターの管理について、指定を受けた団体と市との協定に基づき、各コミュニティセンターの維持管理、使用許可、料金徴収等を行っている。なお、指定管理者となったのは、3施設とも平成18年4月であるが、各団体に維持管理を委託した時期は、北コミセンは平成14年12月、東コミセンは平成15年4月、南コミセンは平成17年9月である。		平成18年度～
10	地域活動交流研修事業	総務課 職員係	10 協力、連携	砂川青年会議所、北海道義士会、砂川餅つき保存会	市職員が庁舎外において、市民・各種団体と行動を共にし、市民が今感じていることや行政に求められていることを直接感じ、市民の視点に立った政策の立案能力の向上と市民に理解される施策の実現を図る。		平成23年度～

砂川市協働のまちづくり指針

平成25年4月

発行 北海道砂川市

編集 砂川市総務部市長公室課協働推進係

〒073-0195

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL (0125) 54-2121

FAX (0125) 54-2568

URL <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>